

前回定例会（平成 25 年 8 月 7 日）以降の行政の動き

平成 25 年 9 月 4 日
新潟県防災局原子力安全対策課

1. 安全協定に基づく状況確認

8 月 9 日、柏崎市、刈羽村とともに、月例の状況確認を実施しました。

[主な確認内容]

- ・ 6 号機タービン建屋 1 階室復水器空気抽出機室蛍光灯発火現場 現場確認
- ・ 6 号機タービン建屋 1 階熱交換器エリア給気処理装置前室水漏れ現場 現場確認

2. 県内全ての市町村にモニタリングポストを配置。

県では、福島第一原発事故を受け、県内の空間線量率の観測態勢を強化するため、県内 30 市町村にモニタリングポストの設置を進めておりましたが、その配置が完了しました。
なお、測定結果は別紙のホームページで確認できます。

3. 原子力規制委員会に対する規制基準等に関する質問及び委員長への面談について

平成 25 年 8 月 7 日付けの原子力規制委員会への質問（規制基準と説明責任について）は、8 月 12 日に回答を受け付けました。

しかしながら、回答は原子力規制委員会の責務等を踏まえると不十分な内容と考えており、別紙のとおり、改めて回答を求めるとともに、本県の要請内容等について原子力規制委員長に直接説明する機会を設けてくださるよう求めました。

なお、7 月 10 日付けの原子力規制委員会からの回答については、現在、新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会委員のご意見をいただくなど、質問事項を整理しているところです。

4. 新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議

8 月 30 日に、第 59 回新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議を開催し、平成 24 年度に実施した柏崎刈羽原子力発電所周辺の環境放射線及び温排水等の監視調査結果について評価をいただきました。（詳細は、放射能対策課までお問い合わせください）

5. 原子力災害対策指針の改定原案等に対するパブリックコメントへ意見を提出

8 月 30 日、原子力規制委員会が意見を募集している「原子力災害対策指針（改定原案）」等について、別紙の通り、意見を提出しました。

6. 報道発表資料

8月9日：〔 県内全ての市町村にモニタリングポストを配置しました 〕 別紙参照

8月19日：〔 原子力規制委員会に対し改めて規制基準等に関する質問を行い、併せて、委員長への面談を求めました。 〕 別紙参照

8月23日：〔 第59回新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議を開催します。 〕 別紙参照

9月2日：〔 原子力規制委員会が実施している原子力災害対策指針の改定原案等に対するパブリックコメントへ意見を提出しました。 〕 別紙参照

平成25年8月9日
防 災 局

県内全ての市町村にモニタリングポストを配置しました。

県では、福島第一原発事故を受け、県内の空間線量率の観測態勢を強化するため、県内30市町村にモニタリングポストの設置を進めておりました。この度、その配置が完了しましたのでお知らせいたします。なお、測定結果は下記のホームページで常時確認できます。

記

ホームページ	確認いただける地域等
原子力規制委員会 http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/ (新潟県を選択後、測定所を選択してください)	○ (柏崎刈羽原子力発電所周辺10km圏) 柏崎市、刈羽村 ○ (県内広域) 新潟市、長岡市、三条市、新発田市、十日町市、村上市、糸魚川市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、阿賀町、湯沢町、津南町、関川村
新潟県テレメータシステム http://housyasen.a.la9.jp/ 「放射線データを見る」の 「10km圏内」、「30km圏内」から	○ (柏崎刈羽原子力発電所周辺10km圏) 柏崎市、刈羽村 ○ (柏崎刈羽原子力発電所周辺30km圏) 柏崎市、刈羽村、長岡市、小千谷市、十日町市、見附市、燕市、上越市、出雲崎町
「県からのお知らせ」の 「県内測定情報」から	○ (県内広域) 加茂市、妙高市、聖籠町、田上町、弥彦村、栗島浦村

県内全てのデータを確認いただけるホームページを年度内の完成を目途に作業中です。

本件についてのお問い合わせ先

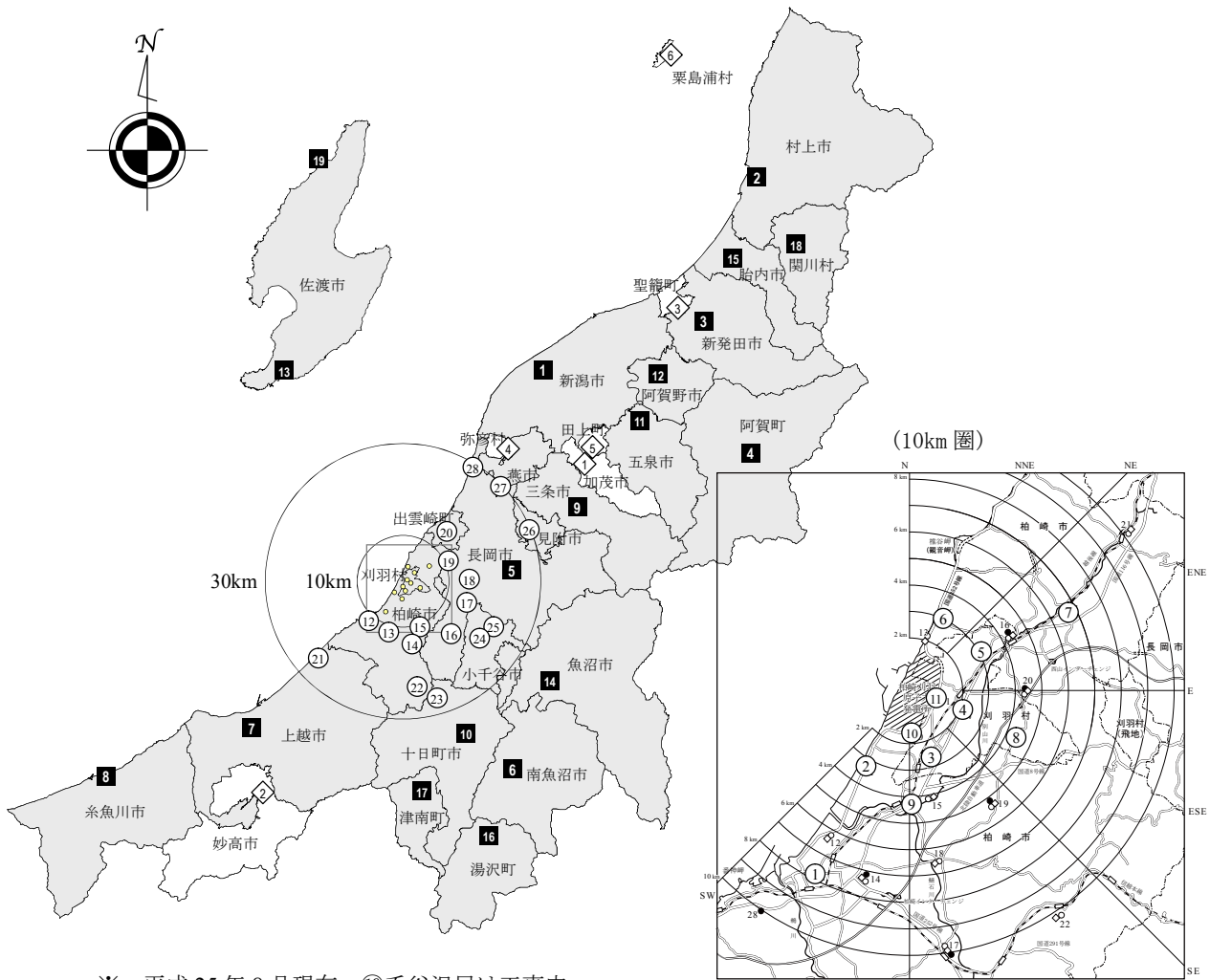
放射能対策課長 渋谷

(内線) 6 4 6 0

(直通) 0 2 5 - 2 8 2 - 1 6 9 3

放射線モニタリングポストの配備状況

(参考)



※ 平成 25 年 8 月現在、⑯千谷沢局は工事中

No.	柏崎刈羽原発周辺環境放射線監視調査等	設置場所	No.	放射能水準調査、福島事故対応等	設置場所
○ 1	柏崎市街局	柏崎市	■ 1	放射線監視センター新潟分室	新潟市
○ 2	荒浜局	柏崎市	■ 2	村上地域振興局	村上市
○ 3	下高町局	刈羽村	■ 3	新発田地域振興局	新発田市
○ 4	刈羽局	刈羽村	■ 4	新潟地域振興局津川庁舎	阿賀町
○ 5	勝山局	刈羽村	■ 5	長岡地域振興局	長岡市
○ 6	宮川局	柏崎市	■ 6	南魚沼地域振興局健康福祉環境部	南魚沼市
○ 7	西山局	柏崎市	■ 7	上越地域振興局健康福祉環境部	上越市
○ 8	赤田町方局	刈羽村	■ 8	糸魚川地域振興局	糸魚川市
○ 9	土合局	柏崎市	■ 9	三条市役所下田庁舎	三条市
○ 10	発電所南局	柏崎市	■ 10	十日町市役所	十日町市
○ 11	発電所北局	刈羽村	■ 11	五泉市役所	五泉市
○ 12	鯨波局 (鯨波コミセン)	柏崎市	■ 12	阿賀野市役所	阿賀野市
○ 13	新道局 (高田コミセン)	柏崎市	■ 13	佐渡市南佐渡消防署	佐渡市
○ 14	加納局 (中鯖石コミセン)	柏崎市	■ 14	魚沼市役所	魚沼市
○ 15	北条局 (北条中)	柏崎市	■ 15	胎内市役所	胎内市
○ 16	千谷沢局 (千谷沢交番跡地)	長岡市	■ 16	湯沢町役場	湯沢町
○ 17	越路局 (県道柏崎越路線)	長岡市	■ 17	津南町役場	津南町
○ 18	関原局 (歴史博物館)	長岡市	■ 18	関川村役場	関川村
○ 19	宮本局 (県道長岡西山線)	長岡市	■ 19	佐渡関岬	佐渡市
○ 20	出雲崎大門局 (出雲崎高校)	出雲崎町			
○ 21	柿崎局 (久比岐高校)	上越市			
○ 22	岡野町局 (柏崎市高柳町事務所)	柏崎市			
○ 23	川西局 (克雪管理センター)	十日町市			
○ 24	小千谷局 (建設機械車庫)	小千谷市			
○ 25	妙見局 (県道小千谷長岡線)	長岡市			
○ 26	見附市街局 (素材応用技術支援センター)	見附市			
○ 27	分水局 (分水公民館)	燕市			
○ 28	寺泊局 (コロニーにいがた白岩の里)	長岡市			
			No.	県可搬型モニタリングポスト	設置場所
			◇ 1	加茂市役所	加茂市
			◇ 2	妙高市役所	妙高市
			◇ 3	聖籠町役場	聖籠町
			◇ 4	弥彦村役場	弥彦村
			◇ 5	田上町役場	田上町
			◇ 6	粟島開発総合センター	粟島浦村

平成25年 8月19日

原子力規制委員会委員長

田中 俊一 様

新潟県知事 泉田 裕彦



平成25年 8月 7日付けで要請しておりました事項のうち、規制基準と説明責任について、8月 9日付けで回答をいただきました。

しかしながら、原子力規制委員会の責務等を踏まえると不十分な内容と考えるので、次の事項について回答くださいますようお願いいたします。

なお、7月10日にいただいた回答については、現在、新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会のご意見をいただいておりますので、別途質問させていただきます。

また、本県の要請内容等につきましては、直接説明させていただく機会を設けてくださいますよう、あらためてお願いいたします。

1 福島第一原子力発電所事故の検証・総括と規制基準について

(1) 事故調査委員会の報告と規制基準の策定

事故調査委員会において、津波以前の地震による損傷等、引き続き検証等が必要としている中で、なぜ「今回のような事故を防止するための基準を策定することは可能」と考えられるのか説明を求めます。

同様に、福島第一原子力発電所事故の検証・総括が不十分な中、安全確保を検討する際の前提となる事故の発生確率等について、なぜ想定できるのか説明してください。

(2) ソフト面の対策

住民の被ばくを避けるためには、ハード面を中心とした安全確保の基準だけでなく、事故対応の意思決定などのソフト面についても、福島第一原子力発電所事故の検証と総括を踏まえて対策を講じる必要がありますが、どのように対処する考えなのか説明を求めます。

2 原子力規制委員会の説明責任について

(1) これまでの説明

8月9日付けの回答で「自治体の求めに応じてこれまでも説明しており」とありますが、新潟県知事名の4月22日付けの要請や、5月9日付けのパブリックコメント等については、全く回答がなされていない項目があるため、速やかに回答・説明してください。

(2) 安全確保に向けた施策等の一元的な実施

原子力規制委員会設置法 第1条には「縦割り行政の弊害を除去し…原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務を一元的につかさどる」、同 第4条第1項第1号には、所掌事務として「原子力利用における安全の確保に関すること。」、さらに同 第4条第2項には「関係行政機関の長に対し、原子力利用における安全の確保に関する事項について勧告…できる。」と規定されています。

従いまして、緊急時対応を実施する特殊部隊の創設等の施策や、高線量下における現場対応に関連する法整備について勧告することは、当然に原子力規制委員会の所掌範囲であります。

については、住民の安全確保に関する原子力規制委員会の責務をどのように考えているのか、また説明責任をどのように考えているのか、あらためてお答えください。

新潟県 防災局 原子力安全対策課 御中

平成25年8月7日付で新潟県知事から原子力規制委員会委員長に提出された質問に関し、規制庁としての考え方は別紙のとおりです。

平成25年8月9日
原子力規制庁



(別紙)

1. 福島第一原子力発電所事故の検証・総括と規制基準について

国会、政府等の事故調査委員会による報告書において明らかにされた事実を踏まえ、今回のような事故を防止するための基準を策定することは可能と考えます。

具体的には、①地震、津波とも基準を強化した上で、既設の原子炉に対してもバックフィットさせる、②仮に、今回見直した基準における想定を超える事故や自然災害が発生した場合においても、炉心損傷の防止、格納容器の破損の防止、放射性物質の拡散の抑制のための対策を要求しており、こうした基準への適合状況をしっかり確認することで、福島第一原発事故と同様の事故を防止できると考えます。

いずれにせよ、安全の追及に終わりではなく継続的な安全向上が重要である、というのが原子力規制委員会の姿勢であり、今後も、継続的に基準を見直していく予定です。

2. 原子力規制委員会の説明責任について

原子力規制委員会として、委員会の取組や委員会での決定事項について、自治体の求めに応じてこれまでも説明しており、実際に貴県の技術委員会においても規制事務所長から説明しております。

なお、3月13日の田中委員長の発言については、緊急時対応を実施する特殊部隊の創設という原子力規制委員会の所掌外の分野の間に対しては、たとえそれが知事からの質問であったとしても、個人的な意見として答えることは適切ではないという趣旨で行われたものです。(別添会見録参照)

以上

平成25年3月13日(水)委員長会見議事録抜粋

○記者(雑誌科学田中)

では、最後の質問、第4番の質問をさせていただきます。昨年10月29日付で新潟県の泉田知事から委員長宛てに出された質問状に対して、2月6日の規制庁から知事への回答は、具体性を欠き、正対したものになっていないことからお考えを伺いたいと思います。質問状には高放射線量率下での収束作業が必要な場合に労働法制上、民間事業者である電力事業者等の従業員に収束作業の実施を命じることができるとお考えでしょうかという問いがあります。

もう一つ、高線量率下で緊急時対応を実施する特殊部隊を国として創設すべきと考えますが、どのようにお考えでしょうかという問いがあります。委員長のお考えをお聞かせください。

○田中委員長 個人の考えを述べるような質問ではないですね。今後大事なこともかもしれませんが、そういうことも含めて検討する必要があると思いますが、日本の場合は今まではそういう体制が整っていなかったという御指摘があるのは分かっていますけれども、すぐにそれをできるかと誰かが命令して、かなり言い方はあれですが、アメリカだとFEMA(米国連邦緊急事態管理庁)かな、そういう組織を作るべきだという御指摘はあるんだけど、日本でそれがすぐにそういうことができるかどうかというのは、そう簡単な課題ではないです。

○記者 もちろん簡単ではないですが。

○田中委員長 でも、それが新潟県知事から出されたからといって、私がいちいちそれを答えていく義務があるとは思えません。

○司会 田中さん、ほかにも質問されたい方がいらっしゃるのでは、よろしいですか。

○記者 最後に1個だけさせていただきます。事故が起こってから後付けで線量限度を引き上げて、今回では600mSvを超える被ばくをされた方がいらっしゃるわけです。このような後付けで被ばく限度を引き上げて、被ばくしてくださいみたいなことを一般の方にお問い合わせすることはできるのかという質問だと思いますが、どうなんですか。

○田中委員長 一般の方ではなくて、作業員は作業従事者だし、多分そういう場合には人命救助とかいろいろな場合があって、事故が起きた時の状況をできるかできないかということではないんだと思いますよ。そういう杓子定規にそんなことをアプリオリに決めてできるかという、やらないに越したことはないですけども、そういうことだと思います。

会 議 開 催 案 内

第 59 回新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議

柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書に基づく新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議定例会を次のとおり開催しますので、傍聴を希望する方は、次に定める傍聴手続きに従って傍聴してください。

- 開催日時 平成 25 年 8 月 30 日（金曜日）
午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
- 開催場所 新潟市中央区新光町 4 番地 1
新潟県庁 西回廊講堂
- 議 題 等 (1) 平成 24 年度の監視調査結果の評価について
ア 平成 24 年度の環境放射線監視調査結果の評価について
イ 平成 24 年度の温排水等漁業調査結果の評価について
(2) 平成 24 年度の県内全域バックグラウンド調査結果について
- 傍聴人の定員 30 人
- 傍聴受付時間 会議当日の午後 1 時 00 分から午後 1 時 10 分まで
- 傍聴手続 傍聴を希望する方は傍聴受付時間内に会場にお越しください。
ただし、傍聴を希望する方が定員を超えたときは、傍聴受付時間終了後に抽選を行いますのでご了承願います。
傍聴の際は、受付票に住所及び氏名を記入していただき、入場許可証の交付を受けてください。
- 照会先 (事務局) 新潟県防災局
放射能対策課放射線監視係 葉草（はぶき）、鈴木
電話 025-285-1697（直通）

平成25年9月2日
防 災 局

原子力規制委員会が実施している原子力災害対策指針の改正原案等に対するパブリックコメントへ意見を提出しました。

8月30日、原子力規制委員会が意見を募集している「原子力災害対策指針(改正原案)」等について、別紙のとおり、意見を提出しました。

本件に関するお問い合わせ先

【全体に関すること】

【整理番号1、4～17】

原子力安全対策課長 須貝

Tel.025-282-1690 (内線) 6450

【整理番号2、3、18】

放射能対策課長 渋谷

Tel.025-282-1693 (内線) 6460

(別紙様式) 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の一部を改正する規則(案)に対する意見

整理番号	頁	行	別紙1 原災法に基づく通報及び緊急事態宣言の判断基準について(新)の該当箇所	意見内容	備考
1	-	-	全般	意見公募にあたっては、どういう視点で変更したのか分かりやすく説明すべきである。	
2	-	-	全般 (令第4条第4項第2号、令第6条第4項第1号)	排気筒、排水口における原子力緊急事態の判断基準となる放射線量を100分の1とすると(令第6条第4項第1号)、10条通報基準と同じ内容(令第4条第4項第2号)になるが、この規定(令第4条第4項第2号)は削除されるものと理解してよいか。関係条文の新旧対照を示してほしい。	
3	-	-	全般 (令第6条第4項第2号)	敷地境界(排気筒、排水口)における原子力緊急事態の判断基準となる放射線量を100分の1に見直す一方、施設内の管理区域外における放射線量の基準(令第6条第4項第2号)を見直さない考え方を示していただきたい。	
4	1	5 6	1. 沸騰水型軽水炉 原災法10条に基づく通報の判断基準 ④及び⑤	電気の供給停止継続時間について、④では5分→30分、⑤では5分→15分になっており、その考え方の根拠等を明確にすること	
5	1	15	1. 沸騰水型軽水炉 原災法10条に基づく通報の判断基準 ⑪	「上昇傾向が一定時間」の一定時間について、明確にするか考え方を示すこと	
6	2	7 8	1. 沸騰水型軽水炉 原災法15条に基づく通報の判断基準 ⑤及び⑥	電気の供給停止継続時間について、⑤は新規、⑥では5分→30分になっており、その考え方の根拠等を明確にすること	
7	2	14	1. 沸騰水型軽水炉 原災法15条に基づく通報の判断基準 ⑩	「原子炉制御室が使用できなくなることにより、」は不要ではないか。	

(別紙様式) 防災業務計画省令の一部を改正する命令(案)に対する意見

整理 番号	頁	行	防災業務計画省令の一部を改正する命令 (案)の該当箇所	意見内容	備考
8	-	-	全般	意見公募にあたっては、どういう視点で変更したのか分かりやすく説明すべきである。	

(別紙様式) 原子力災害対策指針(改正原案)に対する意見

整理番号	頁	行	原子力災害対策指針(改正原案)新旧対照表等の該当箇所	意見内容	備考
9	-	-	全般	意見公募にあたっては、どういう視点で変更したのか分かりやすく説明すべきである。	
(新)表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて					
1 沸騰水型軽水炉(原子炉内に核燃料物質が存在しない場合を除く)					
10	-	-	警戒事態を判断するEAL ②③④⑤⑥⑨	「※2 計画された場合を除く」とは、どんな場合が想定されるのか。具体的に想定される場合がない場合は「※2」は削除すべき	
11	-	-	警戒事態を判断するEAL ⑤⑥	冒頭の「すべての」は意味が不明確であるので、説明が必要。また、電気の供給停止継続時間について、その考え方の根拠等を明確にすること	
12	-	-	警戒事態を判断するEAL ⑨	「原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること」という記載ではどの程度の可能性か不明確なため明確にする。	
13	-	-	警戒事態を判断するEAL ⑪	「火災又は溢水が発生し安全機器等の機能に支障が生じるおそれ」とは、どの程度の状況としているのか、明確にすること	
14	-	-	施設敷地緊急事態を判断するEAL ④⑤	電気の供給停止継続時間について、④では5分→30分、⑤では5分→15分になっており、その考え方の根拠等を明確にすること	
15	-	-	施設敷地緊急事態を判断するEAL ⑪	「上昇傾向が一定時間」の一定時間について、明確にするか考え方を示すこと	
16	-	-	全面緊急事態を判断するEAL ⑤⑥	電気の供給停止継続時間について、⑤は新規、⑥では5分→30分になっており、その考え方の根拠等を明確にすること	
17	-	-	全面緊急事態を判断するEAL ⑩	「原子炉制御室が使用できなくなるにより、」はどのような状態をさすのか不明確なので削除すること	
18	-	-	全面緊急事態を判断するEAL ⑫	福島県の「県民健康管理調査」検討委員会で、甲状腺がんと診断が「確定」した子供が増えているとの報告があった。なぜ、原子力施設敷地境界での放射線量率が $5 \mu\text{Sv/h}$ なのか根拠を示していただきたい。また、原子力施設敷地境界での放射線量率が $5 \mu\text{Sv/h}$ になった時、PAZ内の住民が避難を行う一方で、PAZ外の住民の即時避難を要する基準(OIL1)は $500 \mu\text{Sv/h}$ に設定されている。地域によって避難の基準となる放射線の数値が異なっているが、数値設定にあたっての考え方を示していただきたい。	